

「特殊車両通行制度における通行時間帯条件等の緩和試行について」  
に関する意見募集に寄せられたご意見等の概要と国土交通省の考え方

実施期間：令和6年2月15日～3月15日（30日間）

提出意見：6件

※とりまとめの都合上、内容を適宜要約しています。

※本通達改正と直接の関係がないため掲載しなかったご意見等についても、今後の施策の推進にあたって参考にさせていただきます。

提出意見の概要	国土交通省の考え方
「寸法C条件については、申請車両が重量物運搬用セミトレーラの場合」とされていますが、重セミ以外の車種についても緩和試行の対象に加えられるように検討をいただきたい。	今回の緩和試行に当たっては、机上及び実地における折進能力の検証を行ったところですが、様々な車種がある中で、全ての車種の折進能力の検証は困難であり、幅3m超かつC条件となる許可実績を車種別にみると、約8割が重セミであることから、夜間通行条件の緩和の効果が高い重セミを今回の緩和試行の対象としたところでは。
夜間通行条件を撤廃して24時間通行可能としていただきたい。	通行する道路に対して重量や寸法が特に大きい車両については、道路構造の保全及び交通の安全の確保の観点から、必要な夜間通行条件等を付しております。現時点では、夜間通行条件を全て撤廃することは困難ですが、今回の試行の状況等を踏まえながら、引き続き、通行条件のあり方について検討してまいります。
重量D条件の緩和試行の適用対象車両の手続きを明示してほしい。	試行運用開始前に、具体的な手続き方法等についてHPで公表することを予定しております。